



かなやま事務所便り

連絡先 : 〒692-0011
安来市安来町 757-4 ヤマダヤビル 2F
電話 : 0854-23-7232
FAX : 0854-23-2355
E-mail : sr-kanayama@biscuit.ocn.ne.jp
Blog : <http://ameblo.jp/minnano-roumu>

中小企業庁が「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました

◆中小企業庁が最低賃金引上げ対応の国支援制度をまとめた特設サイトをオープン

今年も最低賃金の引上げが実施されました。近年、大幅な引上げが続いており、企業としては対応に苦慮するところです。

そのような中、中小企業庁は、賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の処遇改善や人材確保の取組みをする中小企業・小規模事業者への国支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました。

◆補助金・助成金・税制・相談窓口などの情報を一括で確認

特設サイトは、以下のステップにより、自社に合った補助金・助成金（IT・設備投資支援に関する補助金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）、税制優遇（賃上げ促進税制）、相談窓口（よろず支援拠点、働き方改革推進支援センター等）といった支援策をすぐに見つけられるよう工夫されています。

○ステップ1 賃上げに必要な人件費の増加分を知る

○ステップ2 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する

○ステップ3 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

◆自社に合った支援制度を見つけるために活用を

時給引上げ額、勤務日数、従業員数などを入力することによって、1日、1週間、1月、1年当たりの各増加額を算出できる「人件費増加額シミュレーション」や、利益を得るために売上高等をシミュレーションできる「儲かる経営 キヅク君」など、自社の状況をシミュレーションするのに活用できるツールも盛り込まれていますので、ぜひ活用したいところです。【中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト】<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

マイナ保険証～ 12月2日以降健康保険証が使えなくなる？

2025年12月2日以降は、従来の健康保険証が使えなくなり、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」で医療機関等を受診することになります。マイナンバーカードを所持していない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない場合は、協会けんぽが発行する「資格確認書」（黄色）で医療機関等を受診することができます。

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用する方法は次のとあります。

【1】マイナンバーカードを申請する

[申請方法]

- ① オンラインで申請(PC、スマホから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ 証明写真機から申請する

【2】マイナンバーカードを健康保険証として使うための登録をする

[利用登録方法]

- ① 医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行 ATM から行う

【3】医療機関・薬局でマイナンバーカードで受付する

[受付方法]

- ① 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

【年末年始休業のお知らせ】

今年もご愛顧いただきありがとうございました

12月30日(火)～1月4日(日)

上記の期間を休業とさせていただきます

緊急の場合はご連絡ください

TEL : 0854-23-7232 (転送)